

## 生活園芸士資格認定に関する規程

(資格の授与)

第1条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）は、本規程に定める要件を満たした者に生活園芸士の資格を授与する。

(資格の使用)

第2条 生活園芸士の資格は、本協会の資格認定証を授与された者でなければ、使用することができない。

(資格の取得)

第3条 生活園芸士の資格を取得しようとする者は、当該大学（短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。）において、次に示す科目群の必修科目及び選択科目合わせて20単位以上を履修し、単位修得するものでなければならない。

必修科目 (4科目 8単位) ※

園芸論	(講義)	2単位
ガーデニング概論	(講義)	2単位
ガーデニング実習Ⅰ	(実習)	2単位
ガーデニング実習Ⅱ	(実習)	2単位

選択科目 (6科目 12単位以上)

土壌・肥料論	(講義)	2単位
園芸植物病論	(講義)	2単位
家庭菜園	(演習)	2単位
ビジネス園芸	(演習)	2単位
小果樹園芸	(演習)	2単位
コンテナガーデン	(演習)	2単位
屋上緑化	(講義)	2単位
エクステリア	(演習)	2単位
観賞植物素材論	(講義)	2単位
食と園芸	(講義)	2単位
園芸装飾実習	(実習)	2単位
種苗生産学	(講義)	2単位
栽培環境学	(講義)	2単位
生活と環境	(講義)	2単位
室内園芸	(講義)	2単位
社会園芸	(講義)	2単位

---

(注) 第3条第1項規定4科目の資格必修科目は、卒業要件上の必修科目ではなく、本資格を取得するために必ず修得しなければならない科目を示す。また、第3条第1項規定4科目の資格必修科目は、規定された学修内容と同等の内容を含む科目であれば、異なる学部・学科で、異なる科目名称でも可とする。

- 2 当該資格の教育課程については、学則もしくは別途の規程又は細則において定める。
- 3 当該資格の各科目の授業内容については、本協会の「教育課程ガイドライン」に拠る。
- 4 大学が認めた場合は、科目等履修生に資格単位を修得させることができる。
- 5 教育課程認定申請は、原則として大学単位で行う。

(専任教員)

- 第4条 必修科目もしくは選択科目を担当する教員のうち1名以上は専任教員を配置するものとする。
- 2 前項に掲げる専任教員については、履歴書及び業績調書(実務実績を含む。)を提出しなければならない。
  - 3 教員資格は、大学及び短期大学設置基準の資格要件を準用する。
  - 4 本協会は生活園芸教育を担当する教員の教授法の改善・向上に資するため、必要に応じて研修会を実施する。

(施設・設備)

- 第5条 施設・設備は、園芸実習場及び生活園芸教育に必要な機能をもつものを備えるものとする。
- 2 園芸実習場は屋内又は屋外に設置するものとし、採光に充分留意すると共に、実習場の面積は原則として330平方メートル程度とする。なお、本協会ですべて別に定める園芸療法士を養成する課程を併せて設置する場合は、その面積を含むことができる。
  - 3 育苗ハウスを設ける場合は、33平方メートル程度とし、前項の面積に含めることができる。
  - 4 園芸実習場は校地内に設置することを原則とする。ただし、校地内に敷地を得ることができない場合は、授業に支障のない限り、校地外に設置することができる。なお、その場合は借地を可とする。

(図書・学術雑誌等)

- 第6条 図書・学術雑誌等は、生活園芸教育に必要なものを保有するほか、視聴覚教材をも保有するものとする。

(実情調査)

- 第7条 教育の実施状況について、必要に応じ随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には資格認定証を授与しないことがある。

(資格取得申請)

- 第8条 生活園芸士資格認定証は、当該大学長の申請に基づき授与する。
- 2 第3条第5項に定める科目等履修生が資格認定証の授与を受ける場合は、資格認定に必要な科目単位を認定した大学長の申請に基づくものとする。

(申請年度等)

- 第9条 前条の申請は、課程認定承認年度以降、第3条の要件を満たした者から適用する。
- 2 申請の期限は、毎年7月末日及び11月末日とし、資格認定証は科目単位修得確定後、当該申請大学の学長に送付する。

(申請費用)

- 第10条 申請に要する費用は、1件あたり5,500円(税抜額 5,000円)とする。
- 2 前項の費用を納付した者が申請年度中に資格を取得するために必要な科目・単位を修得するこ

とができなかった場合には、申請の翌年度から起算して10年以内に当該科目・単位を修得した場合に限り、申請費用を徴収しないで、資格認定証を授与する。

(資格認定証の様式)

第11条 資格認定証の様式は、別に定める。

(証明書の発行)

第12条 資格(称号)認定証をかって受けた者がその証明を希望する場合には資格(称号)授与証明書を発行する。

2 証明書に要する費用は、一件あたり1,100円(税抜額1,000円)とする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人全国大学実務教育協会の規程として平成21年4月1日から施行する。ただし、従前の全国大学実務教育協会において教育課程の認定を得ている場合は、これをすべて継承されるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月28日(消費税法の改正公布日)から施行し、平成31年10月1日から適用する。